第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１３９５７号
東京都亀有２丁目18―10
債務者　坂内　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９６５号
東京都国分寺市本多５丁目13―７―303
債務者　久米　幸恵
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９６６号
東京都東久留米市野火止３丁目７－３　第２山口コーポ102
債務者　坂下　笑子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７２号
東京都北区赤羽西１丁目18―12―302
債務者　保泉ひかる
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７６号
東京都小平市小川西町１丁目25―３―102
債務者　鶴田　秀夫
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７７号
東京都国分寺市富士本３丁目９―19―201
債務者　瀬井　伸次
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０２号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地52―103
債務者　阿久津　勝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８２３号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷1184番地23
債務者　平本栄理子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵81番地８
債務者　唐澤めぐみ（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９６号
神奈川県相模原市相模湖町小原668番地
債務者　永井　一栄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９７号
神奈川県相模原市相模湖町小原668番地
債務者　永井　昌子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９８号
神奈川県相模原市相模湖町小原668番地
債務者　永井　康仁
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２１８号
岡山市中区藤崎709番地10
債務者　池本　誉之
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２６号
岡山市北区今５丁目13番５号204号
債務者　深水　架名
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８４号
東京都府中市分梅町２丁目20番地の６ハイツコンチェルト102
債務者　久保田洋悦
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７８５号
東京都府中市分梅町２丁目20番地の６ハイツコンチェルト102
債務者　久保田孝子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部